

「那覇市琉球泡盛文化の継承及び発展に関する条例(素案)」に関する 市民意見(パブリックコメント)募集要領

本市議会では、ユネスコ無形文化遺産登録を受け、世界に誇る琉球泡盛の伝統や古酒文化を次世代へ繋ぐために、市、事業者、市民の役割を明確にし、官民一体となった琉球泡盛文化の継承発展やその対策などを盛り込んだ条例制定に関する調査を行うため「那覇市琉球泡盛文化の継承発展に関する条例制定に関する特別委員会」を設置し、同条例の制定に向け、議論を重ねているところです。

つきましては、下記のとおり、当該条例の(素案)に対する市民の皆様からのご意見を広く募集いたします。

1 案件名

「那覇市琉球泡盛文化の継承及び発展に関する条例(素案)」に関する市民意見の募集

2 募集期間

2026(令和8)年8月4日(火) ～ 2026(令和8)年8月24日(月)

3 条例(素案)の内容確認方法

条例(素案)は、以下のいずれかの方法でご確認いただけます。

(1) 市議会公式ホームページからのダウンロード

URL:<https://www.city.naha.okinawa.jp/sigikai/gikaikaikaku/1005892/1012420.html>

※右の二次元コードを読み取るとホームページが開きます。⇒



(2) 窓口での縦覧・配付

○取扱時間

午前8時30分 ～ 午後5時15分(土日祝日を除く)

※但し、なは市民協働プラザは、以下のとおりとなります。

【月曜日・火曜日・木曜日・金曜日】午前9時～午後9時

【水曜日・土曜日・日曜日】午前9時～午後5時

○取扱窓口

【縦覧・配付】

那覇市役所 本庁舎4階 那覇市議会事務局

【縦覧のみ】

那覇市役所 本庁舎1階 市政情報センター

那覇市役所 真和志支所

那覇市役所 首里支所

那覇市役所 小禄支所

なは市民協働プラザ(2階・3階)

4 ご意見の提出先及び提出方法

ご意見は、以下のいずれかの方法でご提出ください。

(1) 持参による提出

提出場所：那覇市役所 本庁舎4階 議会事務局 議事管理課 窓口

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日祝日を除く）

（２）郵送による提出

郵送先：〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1 那覇市議会事務局 議事管理課宛
※2026(令和 8)年 8 月 24 日(月)必着

（３）電子メールによる提出

メールアドレス：G-GIJI001@city.naha.lg.jp
※2026(令和 8)年 8 月 24 日(月)必着

（４）FAX による提出

FAX 番号：098-862-8296
※2026(令和 8)年 8 月 24 日(月)必着

（５）申請フォームによる提出

URL：<https://lgpos.task-asp.net/cu/472018/ea/residents/procedures/apply/738bac9e-c2d9-48bb-93f6-88525ca283f1/start>

※右の二次元コードを読み取ると申請フォームが開きます。⇒



5 その他(留意事項)

- （１）お名前、ご住所、電話番号の記入がないご意見につきましては、誠に恐縮ながらお受けいたしかねます。つきましては、必ずご記入くださいますようお願い申し上げます。なお、お預かりした個人情報公表の対象とせず、ご意見の内容確認等の必要がある場合にのみ使用いたします。
- （２）匿名や電話によるご意見につきましては、お受けいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- （３）お寄せいただいたご意見は、内容ごとに整理した上で、本市の考え方と共に公開いたします。なお、個別のご意見に対する回答はいたしかねますので、何卒ご容赦ください。
- （４）条例(素案)につきましては、今後の議論や市民の皆様などからのご意見を踏まえ、制定の趣旨に影響しない範囲において、文言の修正等を行う可能性がございますことをご了承ください。